

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成25年8月20日（火）開催の福島県「県民健康管理調査」検討委員会『県民健康管理調査「甲状腺検査」実施状況について』の②—4ページの2次検査対象者、終了者の性別の人数について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月24日付けで福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、福島県知事に対して「8月20日（火）県民健康管理委員会『県民健康管理調査「甲状腺検査」実施状況について』の②—4ページの2次検査対象者、終了者の性別の人数の表記がありません。性別人数の開示を請求します。」という内容の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対し福島県知事は、条例第14条第1項の規定により、平成25年9月27日付けで実施機関に本件開示請求に係る事案の全てを移送した。
- 3 平成25年10月8日、実施機関は本件開示請求に対し、請求に係る公文書は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 異議申立人は、平成25年10月9日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 5 実施機関は、平成25年12月11日付け25医大健第1271号により異議申立人に対し補正を命じ、異議申立人は同月12日付け補正書により補正を行った。
- 6 実施機関は、平成25年12月18日付け25医大健第248号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 県民健康管理センターが甲状腺検査を担い集計した結果を、県民健康管理調査委員会に報告した内容についての開示請求であり、基データに沿って集計したのだから、取得・作成していないわけではない。
 - (2) 2次検査実施状況の性別人数推移から第12回委員会の性別・年齢のグラフが本当に正しいのか、県民として確認したい。
 - (3) 青森県、山梨県及び長崎県で実施された3県調査の結果と福島県の検査結果と

の比較を行いたいため、3県調査と同じように福島県の地域ごとに2次検査の性別人数を出してもらいたい。

- (4) 2次検査の穿刺吸引細胞診等の検診結果については男女別で出されており、男女別で評価をすることの必要性は実施機関で認識されているはずであり、2次検査についても男女別にデータの集計がなされている蓋然性が高い。
- (5) 2次検査、穿刺細胞診の判定までは県の検診行為であり、検診概要として数字を正確に出すべきである。
- (6) 県民健康管理センターは、小児甲状腺癌と放射能の影響について県民の疑念の払拭に努める必要があり、その為にも資料を速やかに作成し開示して頂けるよう要望する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書について不存在による不開示とした理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

本件開示請求に係る公文書について

- (1) 対象文書の特定に当たっては、平成25年8月20日に開催された第12回福島県「県民健康管理調査」検討委員会の資料で表記されている「甲状腺検査2次検査対象者1,280人」及び「同2次検査終了者625人」に係るそれぞれの「性別の人数」とあることから、それらを統計的に性別の人数を集計した文書であると解した。
- (2) 細胞診の結果中、悪性及び悪性疑いの者についての性別の人数を集計しているが、異議申立人が請求している「甲状腺検査2次検査対象者」及び「同2次検査終了者」については性別の人数を集計した文書を作成していないことから、本件開示請求に係る公文書は保有していない。
- (3) 3県調査は、福島県の県民健康調査が始まった後に、国が福島県の健康調査を参考として実施されているので、3県調査で性別集計が出されているからといって、福島県においても性別集計をしているということにはならない。
- (4) 福島県「県民健康管理調査」検討委員会の資料であることから、検討委員会で性別人数を出すべきである旨の要請があれば性別集計をしていた可能性もあるが、不開示の決定をした時点ではそういった要請もない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求が認められるためには、実施機関が保有、管理する公文書が存在することが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件開示請求の対象公文書の存否について、以下判断するものである。

2 本件開示請求対象公文書について

本件開示請求対象公文書の特定については、平成25年8月20日に開催された第12回福島県「県民健康管理調査」検討委員会の資料で表記されている「甲状腺検査2次検査対象者1,280人」及び「同2次検査終了者625人」に係るそれぞれの「性別の人数」であることから、それらを統計的に性別の人数を集計した文書であるとし、異議申立人が作成した意見書には「3県調査と同じように福島県の地域ごとに2次検査の性別人数を出してもらいたい」との記載があることから、実施機関の行った公文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

3 本件開示請求対象公文書の存否について

異議申立人は県民健康管理センターが甲状腺検査を担い集計した結果を、県民健康管理調査委員会に報告した内容について、基データに沿って集計しているのだから、取得・作成していないはずがなく、また、2次検査の穿刺吸引細胞診等の検診結果については男女別で出されており男女別で評価をすることの必要性は実施機関で認識されているはずであるから、2次検査についても男女別にデータの集計がなされている蓋然性が高いと主張する。しかし実施機関によれば、福島県「県民健康管理調査」検討委員会の資料であることから、検討委員会で性別人数を出すべきである旨の要請があれば性別集計を作成する可能性もあったが、不開示の決定時点では委員からそういった要請もなく、細胞診の結果中、悪性及び悪性疑いの者についての性別の人数を集計しているが、異議申立人が請求している「甲状腺検査2次検査対象者」及び「同2次検査終了者」については性別の人数を集計した文書を作成しておらず、本件開示請求に係る公文書は保有していないとのことである。

また、異議申立人は青森県、山梨県及び長崎県で実施された3県調査の結果と福島県の検査結果との比較を行うに当たり、3県調査では2次検査者の男女別の集計が出ており、実施機関が作成した2次検査穿刺細胞診検査の結果等でも男女別集計が出ており、実施機関でも男女別の評価をすることの有意性を認識していると考えられることから、本件開示請求に係る資料を何も作っていないということはないと主張する。しかし実施機関からは、3県調査は福島県の県民健康調査が始まった後に、国が福島県の健康調査を参考に実施しているので、3県調査で性別集計が出されているからといって、福島県においても性別集計をしているということにはならず、2次検査において悪性・悪性疑いの者についてのみ性別集計を行ったとの説明があり、これに不審な点は認められない。

本件開示請求に係る公文書については、福島県と実施機関の間で締結された「福島県県民健康管理調査」業務委託契約に基づき作成されているものであるが、当該委託契約において甲状腺検査2次検査対象者及び同2次検査終了者についての性別の人数を集計することは求められておらず、契約元の福島県においても当該集計がなされたとの認識はもっていない。また、福島県検討委員会の資料作成においても、他の資料に比して重要度が低いとして当該集計はなされておらず、3県調査との比較においても福島県と他県の取扱いに異なる点があるという実施機関の説明には、特段、不自然・不合理な点は認められないものである。さらに、当審査会で、本件

開示請求対象公文書を作成するよう指示されたことがないか、また、仮に作成していたとするならば保管をしている可能性がある文書の綴りの確認を求めたところ、当該文書について作成の指示を受けたことはなく、係る文書の綴りには本件開示請求対象公文書は存在していないという回答を得ている。

したがって、実施機関では本件開示請求対象公文書を保有しておらず、他に公文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 要望

実施機関が行った当時の不開示とした決定に対する当審査会の考えは上記のとおりであるが、本件は依然として県民のみならず国民的な関心が高いことから、情報の細やかな公表が期待される場所である。実施機関においては、平成25年6月から検討委員会が開催される都度市町村別、2次検査の穿刺吸引細胞診等の検診結果の性別集計結果を公表するなど対応しているところではあるが、当審査会としては引き続き細やかな公表や集計方法のあり方について検討されることを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月18日	・ 諮問書受付
平成25年12月19日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年 1月23日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成26年 1月28日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年 2月 6日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成27年 4月24日 (第231回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成27年 5月20日 (第232回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成27年 8月 7日 (第234回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定に対する意見を聴取 ・ 審議
平成27年 9月 7日 (第235回審査会)	・ 審議
平成27年10月 2日 (第236回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者